

2023年3月1日発行



宮城労働局メールマガジン



目 次

- 1. 小学校休業等対応助成金の終了予定
- 2. 育児休業取得状況の公表が義務になります！

1. 小学校休業等対応助成金の終了予定

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業や、子どもが新型コロナウイルス感染症に感染した等の理由で小学校等を休んだことにより仕事を休まざるをえない保護者の皆様を支援するために設けている「小学校休業等対応助成金」について、令和5年3月31日までの休暇取得分をもって制度を終了する予定です。

申請対象期間・最終申請期限は以下の通りです。

○休暇取得期間

令和4年12月1日～令和5年3月31日

○日額上限額：8,355円

○申請期限

令和5年5月31日（水）必着

4月以降は両立支援等助成金（育児休業等支援コース 新型コロナウイルス感染症対応特例）を設ける予定です。詳細は決まり次第、厚生労働省ホームページにてご案内いたします。

■詳細

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

■問合せ先：コールセンター 0120-876-187、受付時間9:00～21:00（土日・祝日含む）

■特別相談窓口（宮城労働局雇用環境・均等室）：022-299-8844、受付時間 8:30～17:15（土日・祝日・年末年始を除く）

-
- 2. 育児休業取得状況の公表が義務になります！

育児・介護休業法の改正により、従業員が1,000人を超える企業の事業主は、男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表することが令和5年4月1日から義務付けられます。

公表はインターネット等、一般の方が閲覧できる方法で公表する必要があります。自社のホームページのほか、厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」で公表することもおすすめです。公表期限は企業の事業年度により異なりますので、下記詳細よりご確認ください。

●詳細

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533_00006.html

【お問合せ先】 雇用環境・均等室(022-299-8844)